

労働保険事務組合宮城県歯科医師会 特定個人情報取扱要領

(目的)

第1条 本要領は、「労働保険事務組合宮城県歯科医師会事務処理規約」第22条に定める特定個人情報の保護の徹底を目的として、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)、 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。)及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)平成26年12月11日」に基づき、本事務組合における特定個人情報の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本要領で掲げる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「個人番号(マイナンバー)」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- (2) 「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- (3) 「特定個人情報等」とは、個人番号及び特定個人情報を併せたものをいう。
- (4) 「事務取扱責任者」とは、特定個人情報等の管理に関する責任を担うものをいう。
- (5) 「事務取扱担当者」とは、本事務組合において特定個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第3条 本事務組合が、個人番号を取り扱う事務の範囲は以下のとおりとする。

- (1) 労働保険事務組合として委託組合員から個人番号を取得し行う事務

新規の雇用保険被保険者に係る個人番号関係事務	雇用保険被保険者資格取得届作成事務
在職の雇用保険被保険者に係る個人番号関係事務	雇用保険被保険者氏名変更届作成事務 雇用保険被保険者資格喪失届作成事務
	個人番号登録・変更届書作成事務
	個人番号登録届出書(連記式)総括表及び個人番号登録届出書(連記式)個人別票作成事務

(特定個人情報等の範囲)

第4条 前条において本事務組合として委託組合員から個人番号を取得し行う事務において使用される個人番号及び個人番号と関連付けて管理される特定個人情報は以下のとおりとする。

- (1) 委託組合員から、受領した個人番号に対応する従業員の被保険者番号(被保険者証の交付を受けている者)、取得区分、氏名、性別、生年月日、事業所番号、資格取得年月日、被保険者となったことの原因、賃金、雇用形態、職種、契約期間の定め、1週間の所定労働時間、事業所名、備考、離職年月日、喪失原因、離職票交付希望、被保険者の住所又は居所、被保険者でなくなったことの原因
 - (2) 本事務組合が、公共職業安定所に提出するために作成した雇用保険被保険者資格取得届、雇用保険被保険者資格喪失届
 - (3) その他個人番号と関連付けて保存される情報
- 2 第1項に該当するか否かが定かでない場合は、事務取扱責任者が判断する。

(安全管理措置の適用範囲)

第5条 本事務組合は、特定個人情報の「取得」「利用」「保管」「提供」「廃棄・削除」の各段階のすべてを安全管理措置の適用範囲とする。

(管理体制)

第6条 本事務組合は、一般社団法人宮城県歯科医師会（以下「本会」という。）事務局長を事務取扱責任者とする。

2 事務取扱責任者は、本会職員の中から適宜、事務取扱担当者を指定する。

(事務取扱責任者の責務)

第7条 事務取扱責任者は、本要領に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者にこれを理解させ、遵守させるための教育訓練、安全対策の実施並びに周知徹底等の措置を実施する責任を負う。

2 事務取扱責任者は、特定個人情報等が本要領に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

(事務取扱担当者の責務)

第8条 事務取扱担当者は、特定個人情報等の「取得」、「利用」、「保管」、「提供」、「開示、訂正、利用停止」、「廃棄・削除」又は委託処理等、特定個人情報を取扱う業務に従事する際、番号法及び個人情報保護法並びにその他の関連法令、特定個人情報ガイドライン、本要領及びその他の本会諸規則並びに事務取扱責任者の指示した事項に従い、特定個人情報の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

2 事務取扱担当者は、特定個人情報の漏えい等、番号法もしくは個人情報保護法又はその他の関連法令、特定個人情報ガイドライン、本要領又はその他の規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合、速やかに事務取扱責任者に報告するものとする。

(情報漏えい事案等への対応)

第9条 事務取扱責任者は、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損による事故（以下「漏えい事案等」という。）が発生したことを知った場合又はその可能性が高いと判断した場合は、本要領に基づき、適切に対処するものとする。

2 事務取扱責任者は、漏えい事案等が発生したと判断した場合は、その旨及び調査結果を、本事務組合代表者並びに本会専務理事に報告するとともに、当該漏えい事案等の対象となった情報主体に対して、事実関係の通知、謝意の表明、原因関係の説明等を速やかに行うものとする。

(改 廃)

第10条 本要領を変更し、又は廃止しようとするときは、本会理事会の決議を経なければならない。

附 則

本要領は、令和3年1月28日から施行する。